

申込みに当たっての注意点（一部繰上償還）

- 一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数となります。
 - 毎月償還のみの場合は、一部繰上できる金額は10万円以上で1円単位です。
 - ボーナス償還併用の場合は、一部繰上できる金額は20万円以上で1円単位とし、その金額の2分の1以上をボーナス償還に係る未償還元利金相当額に充当する必要があります。

なお、一部繰上償還額をボーナス償還部分のみに充当した場合は、繰上償還後のボーナス部分の償還回数は変更できますが、毎月償還分の償還回数は変更できません。
- 育児休業等による償還猶予金の残額がある場合、繰上償還できる金額は償還猶予金の残額に、毎月償還のみの場合は10万円、ボーナス併用償還の場合は20万円を、それぞれ加算した額以上となります。
- 住宅貸付け等で、所得税に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合、一部繰上償還により償還期間が10年未満（償還回数が120回未満）になると、特別控除の対象から外れますのでご注意ください。

（所得税に係る住宅借入金等特別控除については、所轄の税務署にお問い合わせください。）



$$(A) + (B) \geq 120 \text{ 回 (10年間)}$$